

複写無効

吹田市指令環事 第10号

吹田市一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 高槻市紺屋町3番1-326号

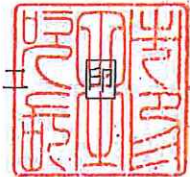
氏名 都市クリエイト 株式会社

代表取締役 前田 晋二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であることを証します。

平成30年4月1日

吹田市長 後藤 圭二



1 許可の期間

平成30年4月 1日から

平成32年3月31日まで

2 事業の範囲

取り扱う一般 処理及び浄化槽汚泥を除く一般廃棄物  
廃棄物の種類

3 処理を行う区域

吹田市全域

4 許可条件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び関係法令を遵守すること。これら、又はこれらに基づく法令に違反し、又は許可条件に違反する行為があった場合は、この許可を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずるものとする。